

I. [OECD とは](#)

- [設立条約](#)
 - 5 条 decision は拘束力あり、recommendation はなし

II. 規範作成

A. 多国籍企業行動指針

Declaration on International Investment and Multinational Enterprises (1976) (KULASIS 掲載)

- Annex: Guidelines for Multinational Enterprises
 - パラ 2 目的
 - パラ 6 性質
 - 内容 「人権」への言及はない この時期の関心事は？

1979 年・1984 年・1991 年・2000 年・2011 年に改訂

Guidelines for Multinational Enterprises (2000) ([C\(2000\)96/REV1](#), p. 7)

[C/M\(2000\)17/PROV](#), p. 16 で採択

- National Contact Points の設置

[Guidelines for Multinational Enterprises](#) (25 May 2011)

- 国連指導原則と同じ年（ラギー報告は 3 月、人権理事会による採択は 6 月）
- Annex I: Guidelines for Multinational Enterprises: Recommendations for Responsible Business Conduct in a Global Context
 - II. General Policies
 - ◇ A. 2. 人権尊重「義務」
 - ◇ A. 10. デューディリジェンス「義務」
 - IV. Human Rights
 - ◇ 内容は国連指導原則に類似
 - ◇ 5. 人権デューディリジェンス「義務」
- [参加国リスト](#)

B. デューディリジェンスのガイダンス

- Due diligence 行動指針（2011）の II. A.10.
- [ガイダンス例](#)
- [Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-](#)

[Affected and High-Risk Areas](#) を例に

- 語の定義 “Conflict-Affected and High-Risk Areas” (p. 13), “The Mineral Supply Chain” (p. 14)
- Annex I. 5つのステップ (pp. 17-19)
- Annex II. モデルポリシー (pp. 20ff) 産業の特性はどこに表れている？
- Annex III. リスク軽減と改善指標 (pp. 25ff) 産業の特性はどこに？
- 対応例 住友金属鉱山
 - [SMM グループ人権に関する方針](#) 「1. [……] 人権に関する国内法令および国際的諸基準を遵守し」
 - [鉱物調達に関する方針](#) 「経済協力開発機構 (OECD) が鉱物調達に関して定めるガイダンスを尊重し」
 - [サステナビリティ調達方針](#) 「鉱物調達に関する方針」に言及

III. 実施制度構築 NCP

- 構成
 - 政府機関 + 諮問機関
 - ◇ 諮問機関の役割は？
 - 日本の「[詳細説明](#)」
 - イギリスの[諮問機関規則](#)
 - 専門家 [ノルウェー](#)
 - 三者構成 [フランス](#)・[スウェーデン](#)
- 手続
 - 解説動画
 - [外務省サイト](#) 「2 各国連絡窓口 (NCP)」
 - [日本 NCP の手続手引き](#)
- 実例
 - [データベース](#)
 - 日本の事例
 - ◇ ネスレ日本 [NCP 最終声明](#) (2014) 関連文献2点を KULASIS に掲載
 - 和解により終了 NCP 手続の意味は？
 - ◇ 日産自動車 [NCP 最終声明](#) (2022)
 - ネスレ声明と比べてはるかに詳細
 - 日産の拒否により終了 NCP 手続の意味は？

- 他国 NCP との比較
 - ◇ 和解により終了する場合
 - フランス EDF au Mexique [最終声明](#) (英訳)
 - 1. Conclusion で特定の措置を勧告
 - 5. Analyse で suivi (フォローアップ) を決定
 - ◇ いずれかの当事者が参加を拒否する場合
 - オランダ [UNI Global Union v. VEON](#)
 - 7. The NCP's recommendations and conclusions で特定の措置を勧告
 - (最終頁) Monitoring でフォローアップを決定
 - 少なからぬ国の NCP が、いずれかの当事者が参加を拒否する場合に NCP が違反認定等を行うことを規則で制定
 - イギリス [手続規則](#) 4.6.1, 5.1

IV. 評価

A. OECD のメリット

- 迅速性 加盟国の数・性質
- Stakeholders の参加 [BIAC](#) と [TUAC](#)、さらに [OECD Watch](#)

B. 非拘束的手法

- Level playing field の考慮 OECD 非加盟国企業との関係
- 拘束的だとすると生じる問題の回避
 - 義務に対応する権利は？
 - 義務の厳密な内容は？
 - 国際法に基づき企業に義務を課す根拠は？

V. 今後

- [Stocktaking report 2022](#)

以上